

## 『平成23年度税制改正大綱を読み説く』

ファイナンシャル・プランナー 浅見 浩

キャッシュフロー表（収入と支出の推移表）を考えるとときの収入は、年収ではなく、手取り額で考えます。手取り額（可処分所得）は、年収から税金と社会保険料を引いた額です。

ですから、もっと税金や社会保険料について関心を持つ必要がありますが、日本では、会社員の場合、税金や社会保険料は会社が代わりに国に納めてくれますので、なかなか関心が持てない環境にあります。

しかし、現政権になってから、年収が下がらなくても所得控除の廃止など、目に見えない増税が実行されていますので、可処分所得は確実に減っています。

例えば、本年分から、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）の廃止、16歳～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止され、63万円の所得控除が38万円に縮小します。国の立場からすると社会保険料を少しずつ増やしていったり、所得控除を廃止するといった、目に見えない増税はしやすいですね。

今回のテーマは『平成23年度税制改正大綱を読み説く』です。

個人に関連する事項に絞り、ポイントをお伝えします。

### ■個人所得課税

#### ・給与所得控除の見直し

給与収入1500万円を超えた場合の給与所得控除額に245万円の上限が設けられます。役員給与に関しては給与収入が2000万円を超えると徐々に控除額の245万円が縮小し、4000万円超で125万円になります。これらの改正は平成24年分以後の所得税及び平成25年分以後の住民税について適用されます。

#### ・退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の役員の退職所得に関しては2分の1課税が廃止されます。

また、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます。

これらの改正は平成24年分以後の所得税及び住民税は平成24年1月1日以後に支払われる退職手当に適用されます。

#### ・その他

成年扶養控除（扶養親族のうち23歳以上70歳未満の者）が見直されます。

特定寄付信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度と年金収入400万円以下の場合の申告不要制度が新たに創設されます。

また、特定支出控除の範囲が拡大され、資格の取得費や図書の購入費、衣服費、交際費なども特定支出の範囲内に追加されます。

### ■金融・証券税制

#### ・軽減税率の適用期限延長

上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る10%（所得税7%、住民税3%）の軽減

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

税率の適用期限が2年延長されます（平成26年1月からは20%本則税率）。これに伴い、平成22年度税制で創設された「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（日本版ISA）の導入時期が2年遅れ平成26年1月からとなります。

## ■相続税制

### ・基礎控除の引下げ

現行の「5000万円＋法定相続人の数×1000万円」が「3000万円＋法定相続人の数×600万円」に引き下げられます。今まで非課税だった相続人に課税が発生することが考えられます。相続税がかからないと思って相続時精算課税制度の適用を受けた人は見直しが必要です。

### ・税率の見直し

課税標準2億円超3億円以下の税率が現行40%から45%に引き上げられ、6億円超が現行50%（最高税率）から55%に引き上げられます。

### ・死亡保険金の非課税制度の見直し

500万円に乗ずる法定相続人の人数が①未成年②障害者③相続直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定されます。

### ・未成年者控除等の見直し

未成年者控除（現行6万円×20歳に達するまでの年数）及び障害者控除（現行6万円×85歳に達するまでの年数）について、1年当たりの控除額が10万円に引き上げられます。なお、特別障害者の場合は1年当たりの控除額が12万円から20万円に引き上げられます。

これらの改正は平成23年4月1日以後の相続・遺贈により取得する財産に係る相続税に適用されます。

### ・改正の影響

現行の法定相続分課税方式によると、相続人1人で3億円の遺産を相続した場合、現行では税額が7900万円になりますが、基礎控除・税率の改正により、税額が9180万円となり、1280万円アップします。

## ■贈与税制

### ・税率の見直し

暦年課税について、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が緩和されます。また、これ以外の贈与財産に係る税率も1000万円超に適用される税率が3段階とされ緩和されます。

・住宅取得等資金の贈与の非課税制度（平成23年は1000万円まで）の見直し適用対象に、住宅を建てるための土地等を先行取得する場合の資金が追加されます。

### ・相続時精算課税制度の見直し

受贈者に20歳以上の孫を追加し、贈与者の年齢要件を現行65歳以上から60歳以上に引き下げられます。これらの改正は平成23年1月1日以後の贈与について適用されます。

個人のクライアントの数名から年棒が下がって・・・ということで相談されました。

年収が増えるどころか減る時代、増税で可処分所得は減る・・・、本当に不安な世の中です。

自分の生活は自分で守るしかないと感じる世の中ですね。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.